

## 住民課 からのお知らせ



# パスポートは オンライン申請 がオススメ！

スマホで簡単にできます！

パスポートのオンライン申請は、  
紙申請に比べて以下のメリットがあります。

- 申請手数料が400円安くなります。
- 戸籍情報がシステム連携されるため、紙の戸籍謄本を提出する必要はありません。手数料(450円)もかかりません。
- 顔写真はスマートフォンで撮影できます。
- 役場へ出向くのはパスポート受け取りのときだけです。
- 手数料の支払い方法が選べます。

紙申請の場合：「収入印紙と沖縄県証紙」のみ（※現金不可）  
オンライン申請の場合：「クレジットカード決済」または「収入印紙と沖縄県証紙」



### 手数料比較表

種類	手数料（円）				
	合計		収入印紙 (郵便局等で購入)	沖縄県証紙 (銀行等で購入)	
	紙申請	オンライン申請	紙申請・ オンライン申請	紙申請	オンライン申請
10年旅券	16,300	15,900	14,000	2,300	1,900
5年旅券	11,300	10,900	9,000	2,300	1,900
5年旅券 (12歳未満)	6,300	5,900	4,000	2,300	1,900
残存有効期間 同一旅券	6,300	5,900	4,000	2,300	1,900

※紙申請の場合は、収入印紙と沖縄県証紙を用意する必要があります。

### 申請の流れ

- ①マイナポータルアプリから申請  
顔写真や署名をスマホで撮影・登録します。
- ②審査・連絡  
マイナポータルへ届くお知らせをご確認ください（審査完了後の交付日や、顔写真・自署画像の不備、本籍地の入力誤り等の補正のお知らせも届きます）。
- ③役場窓口で受け取り  
交付日以降に、パスポートをお受け取りください。

マイナポータル  
へのQRコード▶



[https://myna.go.jp/html/passport\\_information.html](https://myna.go.jp/html/passport_information.html)

### 申請に必要なもの

- マイナンバーカード  
・利用者証明用電子証明書(数字4桁)  
・署名用電子証明書(英数字6~16文字)  
の暗証番号
- スマートフォン(マイナポータルアプリ)
- 有効期限内のパスポート(お持ちの方のみ)  
※15歳未満の未成年者のオンライン申請は、マイナポータルで代理人を設定する必要がありますので、下記の「未成年のオンライン申請について」よりご確認ください。

未成年のオンライン  
申請について▶



<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100804166.pdf>

お問い合わせ 住民課 ☎ 945-2072

住民課 からのお知らせ.....

# 行政事務標準文字の導入 (文字統一)について

独自の文字(外字)を使用されている方について、住民票などに記載される氏名等の一部の文字の表示が変わることがあります



町では国の施策に伴い、令和7年12月中旬頃から各種証明書を発行するためのシステムを更新する予定です。それに伴い、システムで使用する文字を国の定める「行政事務標準文字」に変更することになりました。

これにより、住民票などの各種証明書や皆さまへお送りするお知らせなどに書かれている宛名(お名前や住所)の文字の形が、一部これまでのものと変わることがあります。

## 1. どう変わりますか？

部首の大きさ、曲げはねの違い、一部の長さの違いなど、デザインの差(「字形」の違い)の範囲内で変わる場合があります。漢字の骨組み(「字体」の違い)は変わりません。

### 字体は同じだが、字形(デザイン)が変わる例

硬 → 硬

文字構成要素の大きさの違い

湾 → 湾

文字構成要素内の曲げ止め  
と曲げ跳ねの違い

雪 → 雪

文字構成要素内の画の長さの違い

空 → 空

文字構成要素内の画と画の接  
触、非接触の違い

## 2. 今までの漢字は使えないですか？

行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書や印刷物、コンピューター処理などで使われるものであって、住民の方が同じ文字を使用しなければならないというものではありません。なお、戸籍では従来の文字を保持し続けます。書類などに使う文字は、手書きの文字であればこれまでどおりに使えます。

## 3. 行政事務標準文字とは何ですか？

「行政事務標準文字」は、戸籍や住民票で使用されている標準的な文字をもとに、デジタル庁(国)が作成した文字書体です。すべての自治体が同じ文字を使うことによって、効率的な行政サービスの実施や大規模災害への迅速な対応ができるよう導入するものです。

## 4. 書類の効力はどうなりますか？

どの字形が記載された書類でも、書類としては使用可能です。これまでに発行された書類で町独自の文字が記載されていても、氏名の文字の有効性も変わりません。



制度について詳しく知りたい方は、  
デジタル庁のホームページよりご確認ください。

[https://www.digital.go.jp/policies/local\\_governments/character-specification](https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/character-specification)



お問い合わせ 住民課 ☎ 945-2072